

平成 年 月 日

保護者各位

西原白百合保育園
園長 知念恵理香

伝染病による登園停止のお知らせ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子供たちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の基準を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

第1種感染症	医師が定めた期間とする。(兼治癒証明)
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	かさぶたが全部とれるまで。(発疹が痂皮化するまで)
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
流行性角結膜炎	主要症状が消失するまで。
咽頭結膜炎プール熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで。
結核	感染のおそれがないと認められるまで。
第三種感染症	医師の定めた期間とする。(兼感染力無しの証明)
その他感染症	感染拡大防止・個人の療養効果・乳幼児の重篤化を危惧しての停止。

※ 第1種(エボラ・ラッサ・ジフテリア・ポリオ等)

※ 第3種(コレラ・赤痢・大腸菌感染症・腸チフス等)

登園許可証明書(意見書)

保育園園長 殿

組 氏名

【病 名】 百日咳・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・流行性角結膜炎・咽頭結膜炎・髄膜炎
菌性髄膜炎・結核・その他()

【停止期間】 平成 年 月 日から 月 日まで

停止期間以降、上記の者は、治癒または感染力が消失している為、登園可能と認めます。

平成 年 月 日

医師名 印

